

外國人の爲の 法人設立ガイド

2001. 5

外國人投資支援センター

- 本書は、日本人が、韓国に於ける法人設立をご計画の際、その手続きについてよりたやすく理解なされるように、當外国人投資支援センター(KISC)の實務的經驗に基づいて作成されたガイドブックです。従って、使用の上で嚴格さの求められる法律用語とは多少異なっており、その點につきましては承知していただきます。ちなみに實際の業務にあたっては必ずその内容をお確かめください。
- 本書に関する詳細は、外国人投資支援センターの総合相談室までお問い合わせ下さい。
- 本書の著作権は、大韓民國の外国人投資支援センターが一切の権利を保有する。
- 〒137-170 ソウル特別市 西草區 廉谷洞 300-9
大韓貿易投資振興公社(KOTRA)
外国人投資支援センター(KISC) 総合相談室
- 電話 : 82-2-3460-7545
- ファックス : 82-2-3460-7946/ 7947
- ホームページ : www.kisc.org

目 次

外国人の韓国市場への進出方法	1
1. 現地法人	2
2. 個人事業者	2
3. 支店	3
4. 事務所	4
現地法人の設立手続き	5
1. 現地法人設立の流れ	5
2. 外国人投資の届出	5
3. 外国人投資資金の送金	6
4. 会社の設立登記	7
5. 事業者登録	7
6. 拂込資本の法人口座への振込み	7
7. 外国人投資企業の登録	7
会社の設立登記の手続き	9
1. 会社設立の形態	9
2. 株式会社の設立手続き	9
3. 株式会社の設立登記	10
法人設立の届出及び事業者登録	16

1. 事業者登録と法人設立の届出を同時にまとめて行なう場合	16
2. 先に事業者登録を行なう場合	17

個人事業者の登録手続き	18
-------------	----

1. 設立手続きの流れ	18
2. 外国人投資の届出	18
3. 投資資金の送金	18
4. 事業者登録	19
5. 外国人投資企業の登録	20

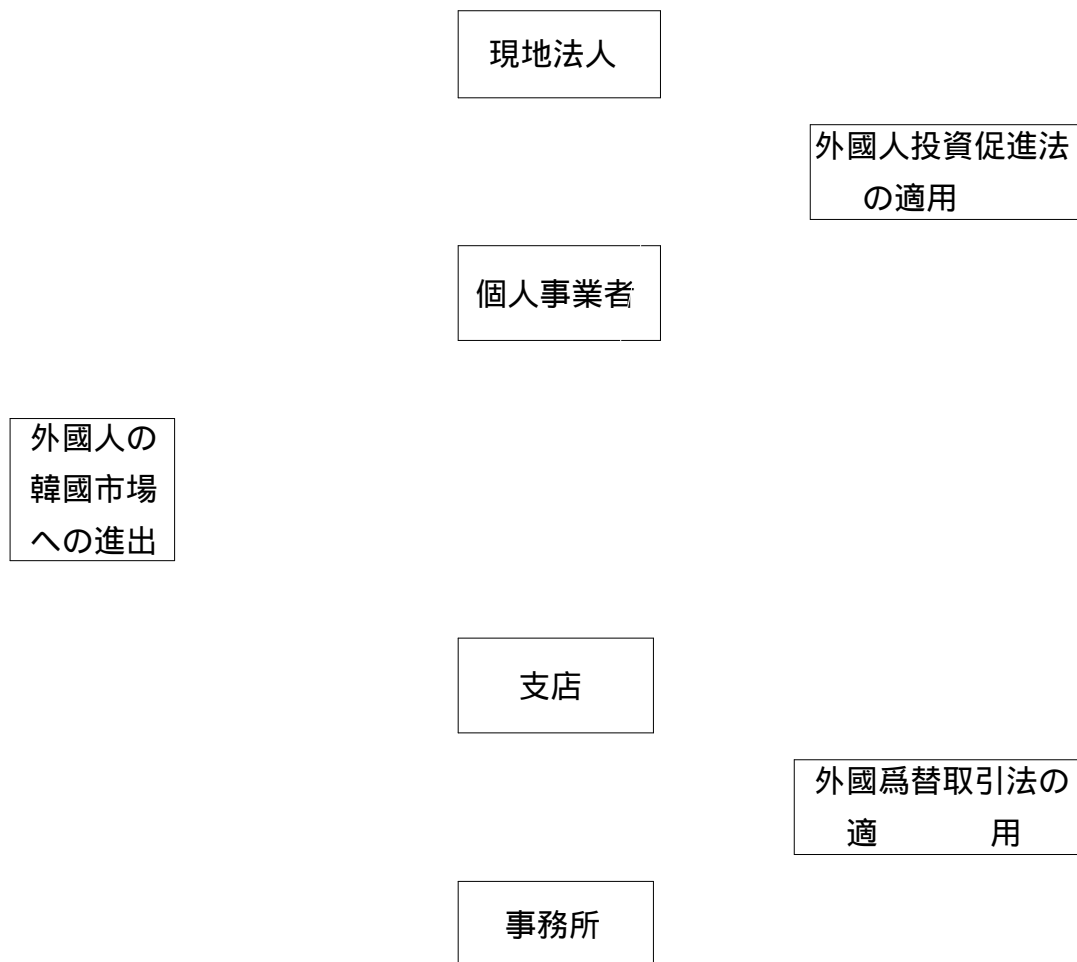
外国企業の韓国支社設立の手続き	21
-----------------	----

1. 外国企業の韓国支社設立の流れ	21
2. 支社の区分	21
3. 設立の届出	22
4. 支社設立の登記	23
5. 閉鎖及び清算代金の回収	25

．外國人の韓國市場への進出方法

韓國市場参入を計畫している外國人の、韓國への進出方法は四つに分けることができる。つまり外國人投資促進法に適用される現地法人の設立、個人事業者を通じた進出、外國爲替取引法の手続きに従う、支店及び事務所の設置を通じた進出等である。ただし事務所の設置は、韓國に於いて所得の發生しない場合に限る。

外國人の韓國市場への進出方法



ただし外國法人の、韓國に於ける個人事業者の登録は不可である。

1. 現地法人

外國企業の、韓國に於ける子會社の設立を通じた投資は、外國人投資促進法及び商法等の規定に従うべきであり、内國法人として取り扱われる。支店または事務所設置の場合には最少限の資本金が要らないのに對し、現地法人の設立の場合には外國人が5千萬ウォン以上(投資家が二人以上の場合は一人当たり2千5百萬ウォン以上)を投資しなければならない、商法の上でも最少限の資本金の規模は5千萬ウォン以上である。

2. 個人事業者

個人事業者の形態であっても投資金額が5千萬ウォン以上の場合は外國人直接投資として認められる。事業經營については現地法人との間に差はないものの、現地法人に比べ開業や休・廢業が簡単であり、また社會的責任や要求も少

個人事業者と法人との違い

區分	個人事業者	法人(株式會社)
一般的特徴	1. 企業の利潤を企業の所有者が獨占 2. 企業設立が容易 3. 意思決定が速い 4. 企業の所有者が無限責任 5. 資本調達的能力に限界あり	1. 資本の調達及び形成が容易 2. 企業設立の手續きが複雑 3. 意思決定が遅い 4. 投資資本の範囲での有限責任 5. 所有と經營の分離可能
適正規模	小規模	中・大規模
登 記	登記不要	登記必要
法的出資者	代表者	三人以上の發起人
出資金額	5千萬ウォン以上	5千萬ウォン以上

ない。しかし一方では、對外信認度が低いため資金の調達や優秀人材の確保に困るという短所を持っており、主に零細規模の事業に適用される。

3. 支店

外國企業が、韓國に於いて通常の營業活動を行うためには、韓國に支店を設置し或いは會社を設立する必要がある。支店設置の場合には、支店の代表者を任命し、外國爲替取引法に基づいて必要な手続きを踏まなければならない。また裁判所にて支店の登記を行うことが求められる。一方、支店は税法上固定事業場として認められ、國內源泉所得に對しては韓國の內國法人と同様の法人税等が課税される。

現地法人と支店との違い

區分	現 地 法 人	支 店
根據法規	外國人投資促進法	外國爲替取引法
法人の形態	內國法人	外國法人
同一體の いかん	外國投資家と外國人投資企業が別の人格體(會計・決算が獨立的)	本店と支店が同一人格體(會計・決算が同一體)
届出の受理 ・許可機關	外國人投資支援センター、または外國爲替銀行の本・支店	外國爲替銀行の支店(届出) 財政經濟部(金融業等に關する許可)
最低(最高) の投資金額	最低 : 一件当たり5千萬ウォン 最高 : 制限無し	金額の制限無し
納税義務の 範 圍	國內・外の全ての所得に對し納税の義務有り 課税標準 ・ 16%(所得 : 1億ウォン以内) ・ 28%(所得 : 1億ウォン以上)	國內源泉所得に限って納税の義務有り 課税標準 ・ 16%(所得 : 1億ウォン以内) ・ 28%(所得 : 1億ウォン以上) 支店税納税の義務

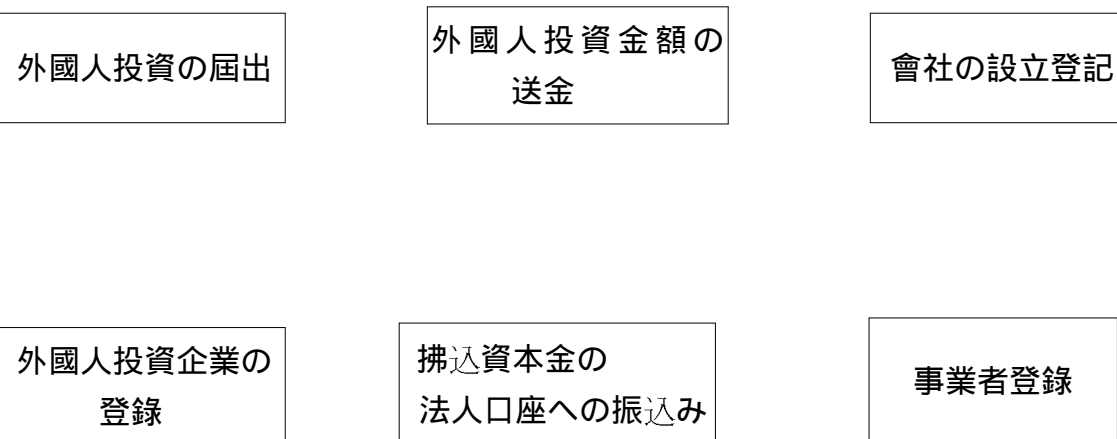
4. 事務所

支店が、韓国に於いて営業活動が行われるのに對し、事務所の場合は韓国に於ける営業活動はできなく、ただ本社のための非營業的活動のみを行う。そこに支店と事務所との根本的差がある。従って、事務所は管轄稅務署から事業者登録に準ずる固有番號のみ交付され、裁判所にて登記を行う必要はない。

現地法人の設立手続き

- 外国人の、現地法人の設立手続きは、外国人投資の届出の手続き、株式会社または個人事業者の登録手続き、そして外国人投資企業の登録手続き等の三段階に分けることができる。
- 外国人の場合は、内国人による法人設立の手続きに比べただ外国人投資に関する事前届出及び外国人投資企業の登録が追加されるのみであり、それ以外は基本的に同様である。

1. 現地法人設立の流れ



2. 外国人投資の届出

- (1) 届出者：外国投資家または代理人
代理人による届出の場合は、投資家の署名付きの委任状を添付する。
- (2) 届出先：外国為替銀行または外国投資支援センター(KISC)

- (3) 提出書類：新株の取得による外国人投資(別紙様式1号)の届出書
委任状 (代理人の場合)
- (4) 処理期間：即時

3。 外国人投資資金の導入

- (1) 導入方法：送金または税関を通じた携帯・搬入
- (2) 送金する場合の口座：
- 指定取引の外国為替銀行から交付される臨時番號を使用する。
 - 口座番號が無くても、受取人及び受取銀行の情報だけで資金の送金または受取が可能である。

投資資金の送金傳票の作成例

受取銀行：○○銀行△△支店

送金者：投資家の名前

受取人：新設または合辦豫定の會社名

資金の用途：○○會社設立または投資資金と明示

- (3) 送金の後、兩替し資本金勘定に預ける。
- (4) 銀行から發給される株式出資金の拂込保管證明書は、裁判所にて登記を行う際、必要となる書類の一つである。

銀行により株式出資金の拂込保管證明書の發給のため、必要書類(發起人會議事録の寫し、定款の寫し、引受契約の申請書の様式、株式割当て通知書の寫し等)が要求される場合もあるので、あらかじめ確認することが必要である。

4. 會社の設立登記

第三章の會社の登記手續きの項目(9ページ)に於いて詳しく説明

5. 事業者登録

第四章の事業者登録の項目(16ページ)に於いて詳しく説明

6. 拂込資本金の法人口座への振込み

(1)裁判所への登記及び事業者登録の手續きが完了すると、新設會社は法律上の効力を持つ法人となり、ようやく銀行に保管されていた拂込資本金は新設法人の口座へ振り込まれる。

(2)投資家によっては、事業者登録を行わず、裁判所にて登記を行うだけで拂込資本金が法人口座へ振り込まれる場合もある。

7. 外國人投資企業の登録

(1) 登録先：外國人投資の届出をした機關

(2) 登録期限：出資目的物の納入完了の日より30日以内

(3) 提出書類：

- | | |
|------------------------|----|
| — 外國人投資企業の登録申請書 | 1通 |
| — 裁判所登記簿謄本 | 1通 |
| — 外國爲替(買入れ・預け)の證明書(寫し) | 1通 |

(4)上記の書類を備え登録を申し込むと同時に外國人投資企業登録證の發給を受け、この登録證は以下の用途として使われる。

- 投資果實の對外送金時の添付書類として用いられる。

ちなみに外国人投資登録證の寫し及び管轄稅務署發行の、納付すべき稅額の確認書さえあれば投資果實の送金が可能であり、一般的海外送金の手續きに比べ全ての手續きが非常に簡單である。

- 投資家の長期滞在ビザ(D-8)の申請時必要となる。

投資家のビザ申請

申請先：KISC、ソウル入國管理局、韓國の在外領事館

必要書類：外国人投資企業登録證、法人登記簿謄本(または事業者登録證)

會社の設立登記の手續き

- 商法上可能な會社の形態には、合名・合資・株式・有限會社の四種類があるが、株式會社の比重が絶對多數を占めているので、商法上の株式會社の設立手續きを中心として説明することにする。
- 會社の設立登記は、本人が直接處理するより辯護士や司法書士等のプロフェッショナルまたはKISCに依頼するのがいい。ただしKISCに依頼する場合は代表取締役が韓國に常駐し、本社の所在地はソウルであることが求められる。その上裁判所にて登記を行う当日は現地法人の代表取締役が同行しなければならない。

1. 會社設立の形態

- (1) 發起設立： 會社の設立に際して發行する株式の總數を發起人が全部引受け、會社を設立する形態。
- (2) 募集設立： 會社の設立に際して發行する株式の總數のうち、發起人は一部のみを引受け、發起人引受け分以外の株式については出資者を募集した後、株式を割當てて會社を設立する形態。

2. 株式會社の設立手續き

發起人の構成
發起人總會及び議事録の作成
定款の作成及び認證
株式發行に関する事項の決定
發起人による株式總數の引受(發起設立)、發起人による株式の引受や募集及び割當て(募集設立)
現金(現物を含む)出資の履行

取締役及び監査役による設立経過の調査(發起設立の場合は定款に變態設立事項のない場合に限る)/検査人または鑑定家による變態設立事項に関する設立経過の調査及び報告(發起設立の場合は發起人に、募集設立の場合は創立總會に於いて報告する)。

創立總會の開催(發起設立の場合は不要)

取締役會の開催

法人の設立登記

法人設立の届出及び事業者登録

3. 株式會社の設立登記

イ。 登記期間

- (1) 發起設立：設立経過調査の終了の日より二週間以内
- (2) 募集設立：創立總會の終了の日より二週間以内

ロ。 登記までの主要決定事項

(1) 發起人の構成

- 株式會社は三人以上の發起人が必要(發起人以外に株主を募集する募集設立の場合は、募集株主一人が追加される)
- 發起人とは、定款に署名または記名押印した人を言い(商法第288條)、發起人の資格に関する法律上の制約はないため、外國人または韓國内の非居住者であっても發起人になれる。
- 發起人は書面により株式を引受けなければならない。従って發起人は新設會社の株主になる(商法第293條)。

(2) 類似商號の検討

- 同一行政區畫(ソウル特別市・廣域市・市または郡)に於いては、同一業種で既に他人が登録したものと類似した商號は登記できない。このため會社名を決める前に、あらかじめ調査しておくことが必要である。

八。登記申請時の必要書類

(1) 登記申請時の必要書類リスト

- 登記書類の準備期間：会社の事情により異なるが、通常設立登記の完了までは十日ぐらいかかる。

申請人の準備書類	KISCの作成支援
1. 外国人投資の届出に関する受理書 2. 委任状： 代表取締役による登記申請：代表取締役が全ての委任状に対する受任者になる。 司法書士による登記申請：発起人・役員にかかわらず、代理人が受任者になる。 3. 役員の就任承諾書 内国人：印鑑による押印後、印鑑証明書及び住民登録證を添付する。 外国人：認證を受けた署名の原本及びパスポートの寫しを添付する。 4. 株金納入保管證明書(株式出資金の拂込保管證明書) 5. 法人の實印(登録印鑑) 6. 都市鐵道公債 7. 最高裁判所(大法院)の收入證紙 8. 登録稅納付の領收書：本店所在地の區役所 9. 役員及び發起人の個人の印鑑(外国人を含む)	10. 定款：認證 11. 株式引受證 12. 株式請約書(株式引受契約の申込書) 13. 創立事項に関する報告書 14. 創立總會の期間短縮に関する同意書 15. 創立總會議事録：認證 16. 取締役會議事録：認證 17. 印鑑届書及び法人印鑑カード申請書 18. 株主名簿 19. 株式發行事項の同意書

各書類の見本は別添に紹介されている。

(2) 海外に於ける投資家の事前準備書類

- 投資家が、個人投資家であるかそれとも法人投資家であるかにより、海外に於ける準備書類は違うようになる。一方、日本人投資家の場合は投資家の形態とは関係なく、また別段の書類を準備しなければならないため、注意が必要である。

外国人に対し、会社の株主及び役員としての資格に関する制限事項はない。つまり会社の株主及び役員が100%外国人であっても構わない。

個人投資家の準備書類

区 分	内 容
委任状(1)	・ 設立する会社の株主及び役人全員が作成 － 韓国 / 日本人 : 委任状に印鑑による押印後、印鑑證明書を添付する。 － 外国人 : 委任状に署名後、認証を受ける。
就任承諾書(1)	・ 役員として登載した全員が準備する。 － 韓国 / 日本人 : 就任承諾書に印鑑による押印後、印鑑証明書や住民登録謄本を添付する。 － 外国人 : 承諾書に署名後、認証を受ける。
印鑑証明書(2) 住民登録謄本(1)	用途 : 委任状 / 就任承諾書の添付書類として用いられる。
パスポートの寫し(1)	全ての外国人

- 代表取締役は、住民登録證または運轉免許證の寫しを持参する。
- 書類に氏名の記載される全ての株主及び役員(外国人を含む)は印鑑を持参する。
- 外国人(日本人は除外)の委任状 / 就任承諾書は、認証を受けなければならない。
- 会社の株主及び役員は外国人であっても構わない。

- 發起人と役員とは同一人物でなくても構わない。

法人投資家の準備書類

区 分	内 容
委任状(1)	・ 設立する会社の株主及び役員全員が作成する。 － 韓国 / 日本人 : 委任状に印鑑による押印後、印鑑證明書を添付する。 － 外国人 : 委任状に署名後、認証を受ける。
就任承諾書(1)	・ 役員として登載した全員が準備する。 － 韓国 / 日本人 : 就任承諾書に印鑑による押印後、印鑑證明書及び住民登録謄本を添付する。 － 外国人 : 承諾書に署名後、認証を受ける。
印鑑證明書(2) 住民登録謄本(1)	用途 : 委任状 / 就任承諾書の添付書類として用いられる。
法人登記簿謄本 印鑑證明書	・ 韓国 / 日本法人 : 委任状に法人の印鑑により押印した後、法人印鑑證明書や法人登記簿謄本をそれぞれ一通ずつ添付する。 ・ 外国法人 : 外国投資法人の代表取締役が、韓国に設立する法人の代表取締役に委任・署名後、認証。認証後法人登記簿謄本を添付する。
パスポートの 寫し(1)	全ての外国人

- 代表取締役は住民登録證または運轉免許證の寫しを持参する。
- 書類に氏名の記載される株主及び役員(外国人を含む)全員は印鑑を持参する。
- 外国人(日本人は除外)の委任状 / 就任承諾書は認証を受けなければならない。
- 会社の株主及び役員は外国人でも構わない。

- 發起人と役員とは同一人物でなくても構わない。

二。登記申請書の記載事項(第317條)

定款の絶対的記載事項のうち、目的・商號・額面株式一株の金額・發行する株式の總數・本店の所在地・廣告の方法

資本の總額

發行株式の總數及び種類、各種株式の内容・數

株式讓渡に對して取締役會の承認を得ることを定めた場合、または株式買收の選擇權付與に關する事項を定めた場合はその規定事項

支店の所在地

會社の存立期間及び解散の事由を定めた場合はその期間及び事由

開業の前に利子を配當することを定款に定めた場合は、利子配當に關する規定

轉換株式を發行する場合は、轉換株式の發行手續き

取締役や監査役の氏名及び住民登録番號

會社の代表取締役の氏名、住民登録番號及び住所

數人の代表取締役が共同で會社を代表することを定めた場合、その規定事項

株主への利益配當金をもって株式を償却することを定めた場合、その規定事項

名義書換の代理人を置く場合は、その商號及び本店の所在地

監査委員會議員の氏名及び住民登録番号
ホ。株式會社の設立費用

- 株式會社の設立の際の所用費用には、登録税・教育税・住宅債券証券(都市鐵道債券)・登記申請の手数料等がある。

會社設立費用(資本金5千萬ウォン基準)の例示

區 分	金 額(ウォン)
登録税：資本金の4 / 1、000(0.4%)であり(地方税法第137條1項)、大都市内に設立する場合はその三倍の重い負擔が課せられる。	600,000
教育税：登録税の20%	120,000
都市鐵道公債の買入れ：資本金の0.1%	50,000
最高裁判所の収入證紙(登記申請の手数料)	10,000
公證の料金(定款等)	約150,000
合計	約930,000

。法人設立の届出及び事業者登録

1. 事業者登録と法人設立の届出を同時にまとめて行う場合

普通法人設立の届出と事業者登録の申請は、税務署保管の一枚の用紙に必要事項を記載の上、同時にまとめて行う。

(1) 申請先：本店所在地の管轄税務署、またはKISC

(2) 期限：

- 事業者登録の申請：事業開始の日より20日以内
- 法人設立の届出：法人の設立登記の日より30日以内

(3) 必要書類：

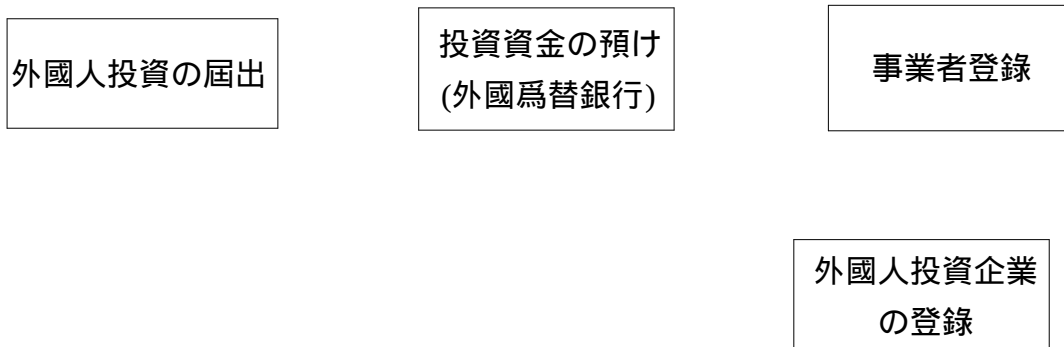
- － 法人設立の届出書及び事業者登録の申請書(KISCが提供)
- － 定款
- － 法人登記簿謄本
- － 法人設立の際の貸借対照表
- － 株主及び出資者の明細書(法人の印鑑による押印)
- － 外国人投資の届出書(寫し)
- － 外貨買入れの証明書
- － 事業許可證(許可・認可・届出等の要求される事業に限る)
- － 代表者が國內の居住者でない場合は、外国人登録證(或いはパスポート)の原本を提示した上でその寫しを提出
- － オフィスの賃貸人の人的事項(氏名、住民登録番號、法人の場合は事業者登録番號、賃貸保證金、賃貸料)を確認するに足る書類
- － 納税管理人の設定に関する届出書(代表者が外国人であり、送達書類を受け取る内國人の従業員がいない場合)：納税管理人の住民登録謄本または事業者登録證の寫しを添付

2. 先に事業者登録を行う場合

- (1) 一般的に、法人設立の届出と事業者登録の申請は同時にまとめて行う。
- (2) 外国人投資家が現物出資により法人を設立する場合、現物出資目的物の通關の際、付加価値税を還付してもらうためには、事業者登録證が必要となるので必ず投資目的物の輸入に先立ち事業者登録を済ませなければならない。
- (3) かかる場合、事業者登録の申請に際しては法人登記簿謄本の代りに
 - － 發起人全員の住民登録謄本
 - － 事業許可の申請書
 - － 事業計畫書の三つの書類が必要とされ、その他の法人設立の際の必要書類は、法人設立の後に全てを提出しなければならない。

。個人事業者の登録手続き

1. 登録手続きの流れ



2. 外国人投資の届出

- (1) 届出者：投資家または代理人
代理人の場合は投資家の署名付きの委任状(認証を受ける必要はない)が必要である。
- (2) 届出先：外国為替銀行またはKISC
- (3) 届出の方法：新株の取得による外国人投資(別紙様式1号)の届出
- (4) 届出の受理期間：即時

3. 投資資金の送金

- 国内資金は許容されない。
- 原則として、第三者が投資家に代えて送金することは認められない。
- 銀行から外国為替の買入れ・預け証明書の発給を受ける(事業者登録及び外国人投資企業の登録の際必要となる)。

4。事業者登録

(1) 申請人: 本人自らが申請するのが原則であるが、代理人による申請の場合には委任に対する認証を受けなければならない。

(2) 申請先 : 本店所在地の管轄税務署或いはKISC

(3) 期限 : 事業開始の日より20日以内

(4) 必要書類 :

– 事業者登録の申請書(KISC提供)

– 共同事業者の場合は合弁契約書(認証を受けたもの)

– 外国人投資の届出書(寫し)

– 外貨買入れの証明書

– 事業許可證(許可・認可・届出等が要される事業に限る)の寫し

– 代表者が國內の居住者でない場合には、外国人登録證(或いはパスポート)の原本を提示した上でその寫しを提出

– オフィスの賃貸人の人的事項(氏名・住民登録番號、法人の場合は事業者登録番號・賃貸保證金・賃貸料)を記載した書類

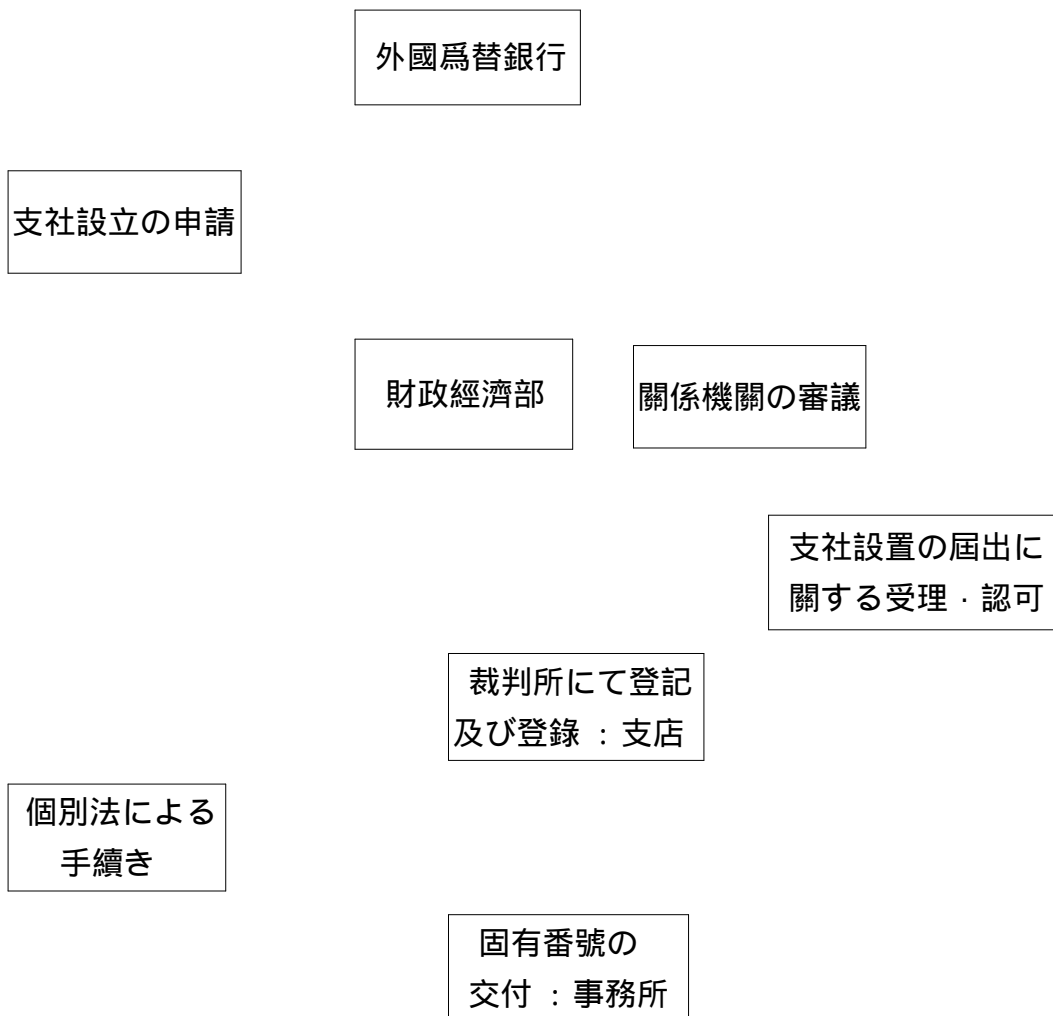
– 納税管理の設定に関する届出書(投資家の國內に於ける滞在期間が6か月以内の場合) : 納税管理人の住民登録謄本または事業者登録證の寫しを添付

5。外國人投資企業の登録

- (1) 登録先：外國人投資の届出をした機關
- (2) 登録期限：出資目的物の納入完了の日より30日以内
- (3) 必要書類：
 - －外國人投資企業の登録申請書
 - －事業者登録證
 - －外國爲替(買入れ・預け)の證明書

。外國企業の韓國支社設立の手續き

1. 韓國支社設立の流れ



2. 支社の區分

イ。支店 (branch) : 韓國內に於いて利益を出す營業活動を行うことができる。

ロ。連絡事務所 (liaison office) : 韓國內に於いて利益を出す營業活動は行われず、業務連絡・市場調査及び研究開発等の非營業的機能のみを遂行する。従って、品質管理、市場調査及び廣告等の豫備・補助的性格の業務は行われるが、直接販賣や本社に代えて販賣するための、製品在庫の維持は許可されない。

3. 設立の届出

イ。原則

指定取引の外國爲替銀行の長へ届出をしなければならない。

ロ。財政經濟部長官への届出事項 (支店及び事務所共通)

- (1) 資金の融資、海外金融の斡旋や仲介、カードの業務及び割賦金融等、銀行業務以外の金融関連の業務
- (2) 證券業務及び保険業務に関連した業務
- (3) 外國人投資促進法等、他の法令の規定により許容されない業務
- (4) 公序良俗を害する恐れがあると見なされる業務

ハ。外國爲替銀行への許可申請または届出の際の提出書類

- (1) 外國企業の韓國支社設置に関する届出書
(外國爲替取引規定、別紙第7—11號様式)
- (2) 本社の定款(兩者共に本社所在地に於いて認證を受けたもの)
 - 法人 : 本社の定款
 - 個人企業 : 公認會計士の監査済みの財務諸表
- (3) 國內支社長の任命狀
- (4) 支社の設置業務。他人に委任する場合は委任狀
(本社所在地に於いて認證を受けたもの)

- (5) 本社の登記簿謄本または営業許可書
(寫しを提出の場合は、本社所在地に於いて認證を受けたもの)

4. 支社設立の登記

イ。商法上の概念

- (1) 商法の上では支社という概念を區別せず、ただ營業所と規定(商法第614條—第621條)し、營業活動を行う場合には登記することが義務づけられている。
- (2) 登記の實務上、事務所は外國爲替管理の規定に基づき營業活動は許可されず、日常的な情報交換等の活動のみ認められているため、營業所の設置登記は不可であり、支店に限りて營業所の設置登記が可能である。

ロ。登記の手續き

- (1) 登記申請人：韓國に於ける代表者が登記を申請(非訴訟件の手續法、第228條、以下の非訴訟件手續法はただ“法”と稱する)
- (2) 登記期間：營業所設置の日より3週間以内
- (3) 登記事項 (商法、第614條第2・3項)
- 韓國に於いて設立される同種或いは最も近い形態の會社の支店に求められる登記事項と同様の事項を記載
 - 會社設立の準據法
 - 韓國に於ける代表者の氏名、住所、住民登録番號及び生年月日

(4) 申請書の記載事項

會社の商號：商號はハングルで記載し、商法上の會社の種類(合名・合資・株式・有限會社)を表示する。

本店：外國本社の所在地

營業所：韓國に於ける營業所の所在地

登記の目的：營業所の設置登記

登記の事由：“營業所の設置”または“營業所の設置、決議の日付及び期間”等

登記事項

- ・ 同種或いは最も近い形態の内國會社に求められる登記事項
 - ・ 會社設立の準據法
 - ・ 韓國に於ける代表者の住所、氏名、住民登録番號及び生年月日
- 必要な認・許可書が送達される年月日

登録税額等

申請日付

外國會社の商號、本店及び韓國支社の代表者の住所氏名

代理人による申請の場合には代理人の住所氏名

登記所の表示

(5) 添付書類

本店の存在を認めるに足りる證明書(會社設立事項の證明書)

：官廳の證明書または登記簿謄本

韓國に於ける代表者の資格を證する書面

：株主總會議事録または取締役會決議書や當該會社による任命狀

會社の定款または會社の性質を識別しうる書面

：外國會社の本國の管轄役所または駐韓の本國領事から認證を受けたもの

許可書または認可書(必要時)

前各號の書面に對する翻譯書及び在外官公署、または領事による認證を受けた書面

諸税納付領收済みの通知書、確認書及び登記申請の手數料

代理人の任命狀

代表者の印鑑提出：外國人の場合は登記申請の委任狀に署名し、その署名に對しては本國の官公署または公證人の認證を受ければ済む。

就任承諾書(代表者)

外國人の住所が確認しうる證明書または住所證明

(4) 登記の際の費用

- － 登録税：23,000ウォン(首都圏及び大都市の場合はその3倍の金額を納入)
- － 教育税：登録税の20%(4,600ウォン、納入金額が3倍の場合は13,800ウォン)
- － 農漁村特別税：減免される登録税の20%
- － 登記申請の手数料：10,000ウォン

5. 閉鎖及び清算代金の回収(外國爲替取引規定、第7—82條)

イ。届出

規定により設置許可を得た人が、韓國支社の閉鎖或いは閉鎖の後韓國内の保有財産を處分し外國へ回収しようとする場合には、指定取引の外國爲替銀行の長に届出をしなければならない。

ロ。回収金額の限度

外國企業の、韓國支社への營業資金導入額や利益剩餘金、その他、積立金の合計金額(缺損のある場合は差損金の額を差引いた金額)の範囲内

ハ。清算代金回収の申請書類

申請書(規定、別紙第7—14號様式) 1通

- 申請人の選任時は清算人の名義による申請が要される。

申請事由書

公認會計士の監査済みの清算報告書(閉鎖・清算終結の日の現在貸借対照表、損益計算書を含む) 1通

納税完納證明書(國税及び地方税をそれぞれ1通ずつ)

營業資金の導入額、利益剩餘金及び積立金の明細書 1通

預金残額證明書 1通(清算報告書上の送金可能の額と一致することが要される)

營業活動支店の場合、清算終結登記簿謄本 1通

－ 清算終結登記簿謄本が提出できない場合は以下の書類を提出

- ・ 廃業に関する届出の事実を確認しうる証明書 1通(管轄税務署が発給)
- ・ 清算人の選任を立證しうる書類
- ・ 債券の催告公告の事実を立證しうる書類(新聞廣告の寫し)
- ・ 韓國人労働者に対する遅配金品の有無の確認書 1通(管轄労働事務所長が発給)

閉鎖届出書の原本

株式會社設立登記申請書

- 1。 商號：〇〇〇株式會社
- 2。 本店：〇〇市〇〇區〇〇洞123—4
- 3。 登記の目的：株式會社の設立登記
- 4。 登記の事由：發起人たちが定款を作成し公證人の認證を受けた上で、會社の設立に際して發行する株式總數の一部を發起人たちが引受け、それ以外の株式については株主を募集し引受けさせた後、株式出資金の拂込を済ませ、 年 月 日創立總會を終結いたしましたので、下記事項の登記をお願いするところです。

商號：〇〇〇株式會社

本店：〇〇市〇〇區〇〇洞123—4

目的： 1。

2。

3。

4。その他、前各號に付帶関連の事業

會社の發行する株式の總數： 株

1株の金額：金 ウォン

會社の設立に際して發行する株式の總數： 株

發行株式の總數、株式の種類及び各種株式の内容・數：

記名式の普通株式 株

資本の總額：金 ウォン

廣告の方法：大韓民國の〇〇〇市から發行される日刊紙の〇〇〇新聞に
掲載する。

取締役の氏名及び住民登録番號

取締役 〇〇〇 (一)

取締役 〇〇〇 (一)

取締役 〇〇〇 (一)

外國人の場合：△△國人〇〇〇(年 月 日生)

會社を代表する取締役の氏名及び住所

取締役 〇〇〇

住所

監査役の氏名及び住民登録番號

監査役〇〇〇(一)

1. 課税標準額：金 ウォン

2. 登録税：金 ウォン

3. 教育税：金 ウォン

4. 合計：金 ウォン

1. 添付書類

定款	1通
外国人投資の届出の受理書(寫し)	1通
株式引受證	3通
株式請約書(株式引受契約の申請書)	1通
株式發行の事項に関する同意書	1通
創立總會議事録	1通
取締役及び監査役の調査報告書	1通
創立事項に関する報告書	1通
創立總會の招集期間の短縮に関する同意書	1通
取締役會議事録	1通
取締役の就任承諾書	3通
代表取締役の就任承諾書	1通
監査役の就任承諾書	1通
株金納入保管證明書(株式出資金の拂込金保管證明書)	1通
領收證 各	1通
印鑑届書	1通
委任狀	1通

上記のとおり登記を申請する。

年 月 日

申請人 ○○○株式会社

○○市○○區○○洞123—4

代表取締役○○○

○○地方裁判所 商業登記所 御中

定 款

第 1 章 總 則

第1條(商號) 當會社は〇〇〇株式會社と稱する。

第2條(目的) 當會社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1。
- 2。
- 3。
4. その他、前各號に付帶關連の事業

第3條(本店の所在地) 當會社は本店を〇〇市内に置く。

第4條(廣告の方法) 會社の廣告は、〇〇市内から發行される〇〇〇新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

第5條(會社の發行する株式の總數) 當會社の發行する株式の總數は〇〇〇株とする。

第6條(1株の金額) 當會社の發行する株式1株の金額は〇〇〇ウォンとする。

第7條(會社の設立に際して發行する株式の總數) 當會社は設立に際して〇〇〇株の株式を發行することにする。

第8條(株式及び株券の種類) 當會社の株式は普通株式として全てを記名式にし、株券は1株券、10株券、100株券の三種類とする。

第9條(株券の不所持) 當會社は株券不所持制度を採擇しない。

第10條(株式拂込金の遲滯) 株式出資金の拂込を遲滯した株主は、拂込期日の翌日から拂込が済むまで、遲滯した株式出資金に對し百ウォン当たり日歩10錢の比率で過料を會社に支給し、これにより損害の發生した場合

はその損害を賠償しなければならない。

(株式譲渡の制限) 當會社の株式を譲渡するには取締役會の承認を受けなければならない。

第11條(名義書換) 當會社の株式に關して名義書換を請求するには當會社所定の様式による請求書に記名押印或いは署名し、これに株券を添えて提出しなければならない。

譲渡以外の事由により株式を取得した場合は、當會社の請求に従って第1項の請求書以外にその事由を證明する書面及び株券を提出しなければならない。

第12條(質權の登録及び信託財産の表示) 當會社の株式につき質權の登録または信託財産の表示を請求するには、當會社所定の請求書に當事者が記名押印或いは署名し、これに株券を添えて提出しなければならない。
その登録または表示の抹消についても同様とする。

第13條(株券の再發行) 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再發行を請求するには、當會社所定の請求書に當事者が記名押印または署名し、株券を添えて提出しなければならない。

株券の喪失によりその再發行を請求するには、當會社所定の請求書に記名押印または署名し、これに諸權判決の定本または謄本を添えて提出しなければならない。

第14條(手数料) 第11條ないし第13條所定の事項を請求する人は、當會社所定の手數料を拂わなければならない。

第15條(株主名簿の閉鎖) 當會社は毎年12月31日から定時株主總會の終結の日まで株主名簿の記載の變更を停止する。

第16條(株主の住所等の届出) 當會社の株主及び登録された質權者、またはその法廷代理人や當事者は、當會社所定の様式によりその氏名、住所及び印鑑を當會社に届出なければならない。届出の事項に變更の生じた時もまた同様である。

第 3 章 株 主 總 會

第17條(招集) 當會社の定時株主總會は營業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主總會は必要に應じて招集する。

第18條(議長) 代表取締役が株主總會の議長となる。しかし、代表取締役に事故のある時は取締役會により選任された他の取締役が議長となる。

第19條(決議) 株主總會の決議は、法令または定款に別段の定めがない限り、出席株主の議決權の過半数と發行株式總數の4分の1以上の數をもって決する。

第20條(議決權の代理行使) 株主は代理人を通じて議決權を行使できる。代理人が議決權を行使するには評決の前にその權限を證明しうる書面を議長に提出しなければならない。

第21條(總會に議事録) 株主總會の議事録には議事の經過要領及びその結果を記載し、議長と出席取締役が記名押印または署名しなければならない。

第4章 役員及び取締役

第22條(取締役及び監査役の員數)

當會社の取締役は3人以上、監査役は10人以上とする。

第23條(取締役の選任)

當會社の取締役は第19條の決議方法により選任する。

第24條(監査役の選任) 當會社の監査役は第19條の決議方法により選任する。

しかしこの場合、議決權のない株式以外の發行株式總數の100分の3を超過する株式を持つ株主は、その超過する株式に對する議決權の行使はできない。

第25條(取締役の任期) 取締役の任期は、就任後3年以内とする。しかし取締役の任期が、最終の決算期に關する定時株主總會の終結日の前に終わる時は、その定時株主總會の終結の日まで任期を延長する。補缺または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の殘存期間と同一とする。

第26條(監査役の任期) 監査役の任期は、就任後三年以内の、最終の決算期に
關する定時株主總會の終結の日までとする。

第27條(取締役會の招集) 取締役會は、代表取締役及び取締役會が別に決めた
取締役のいる時は、その取締役が會日の前に各取締役及び監査役に通
知して招集する。しかし、取締役及び監査役全員の同意がある時は
招集の手續きを省略することができる。

第28條(取締役會の決議) 取締役會の決議は取締役の過半数が出席し、その出
席取締役の過半数の決議をもって決する。

第29條(取締役會議事録) 取締役會の議事録には議事の經過要領及びその結果
を記載し、出席取締役及び監査役が記名押印または署名しなければならない。

第30條(代表取締役) 當會社は社長一名を選任し、必要に應じて、専務取締
役及び常務取締役各若干名を選任する。

社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役會の決議をもって、取締
役の中から選任する。

社長は當會社を代表する。

第31條(業務執行) 社長は當會社の業務を統括し、専務取締役または常務取
締役は社長を補佐してその業務を分掌する。

社長に事故のある時は、あらかじめ取締役會の定めた順序により、
専務取締役または常務取締役が社長の職務を代行する。

第32條(監査役の職務) 監査役は當會社の業務及び會計を監査する。

第33條(報酬及び退職金) 役員の報酬または退職した役員の退職金は、株主總
會の決議をもって決する。

第 5 章 計 算

第34條(營業年度) 當會社の營業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までと

する。

第35條(財務諸表、營業報告書の作成及び備え) 當會社の社長は、定時總會の6週間前に次の書類及びその付屬明細書や營業報告書を作成し、取締役會の承認及び監査役の監査を受けて定時總會に提出しなければならない。

- 1。貸借對照表
- 2。損益計算書
- 3。利益金處分計算書または差損金處理計算書

第1項の書類は、營業報告書及び監査報告書と共に、定時總會の1週間前から當會社の本店及び支店に備え置かなければならず、總會の承認を得た時は貸借對照表を直ちに公告しなければならない。

第36條(利益金の處分) 每期總收入金から總支出金を控除した殘額を利益金とし、それを次のように處分する。

- 1。利益準備金の金銭による利益配當額の10分の1以上
- 2。別途積立金 若干
- 3。株主配當金 若干
- 4。役員賞與金 若干
- 5。後期繰返し金

第37條(利益配當) 利益配當金は、毎決算期に株主名簿に記載されている株主または質權者に支給する。

附 則

第38條(最初の營業年度) 當會社の最初の營業年度は 年 月 日までとする。

第39條(發起人) 發起人の氏名、住民登録番號及び住所は、この定款の末尾に記載するとおりである。

上記のように〇〇〇株式會社の設立のために、この定款を作成し、發起人全員が次に記名押印または署名する。

年 月 日

發起人〇〇〇

(一)

〇〇市〇〇區〇〇洞123—4

發起人〇〇〇

(一)

〇〇市〇〇區〇〇洞123—5

發起人〇〇〇

(一)

〇〇市〇〇區〇〇洞123

外國人の場合：發起人△△人〇〇〇

(年 月 日生)

△△國◇◇◇×××123

株式引受證	
商 號	〇〇〇 株式會社
引受する株式の數	株
總 額	金 ウォン
1 株 の 金 額	金 ウォン
本人は〇〇〇株式會社の發起人として上記のように株式を引き受けます。 西曆 年 月 日 發起人〇〇〇 〇〇市〇〇區〇〇洞123—4 〇〇〇 株式會社引受證	

株式引受契約の申込書	
商號	〇〇〇 株式會社
引受ける株式の種類及び數	記名式普通株式 株
1株の金額	金 ウォン
株式拂込金の總額	金 ウォン
上記會社の定款及び本申込書記載事項を承諾の上、上記の株式を引き受けたく、申し込みます。 西曆 年 月 日 株式引受契約の申請人 〇 〇 〇 〇〇市〇〇區〇〇洞123 〇〇〇 株式會社 御中	
定款認證の年 / 月 / 日 及び公證人の氏名	西曆 年 月 日
目 的	1。 2。 3。 4. その他、前各號に付帶関連の事業

商號	〇〇〇株式會社
本店の所在地	〇〇市〇〇區〇〇洞123
會社が發行する株式の總數	株
1株の金額	金 ウォン
會社の設立に際して發行する株式の種類及び數	記名式普通株式 株
廣告の方法	大韓民國の〇〇市から發行される〇〇新聞に掲載する。
發起人の氏名及び住所	發起人〇〇〇 (一) 〇〇市〇〇區〇〇洞123 發起人〇〇〇 (一) 〇〇市〇〇區〇〇洞1234 發起人〇〇〇 (一) 〇〇市〇〇區〇〇洞1235
各發起人が引き受けた株式の種類及び數	發起人の〇〇〇は△△株、〇〇〇は△△株、〇〇〇は△△株の記名式普通株式をそれぞれ引き受けた。
株式出資金の拂込期日	年 月 日
株式出資金の拂込を 取り扱う金融機關	△△銀行〇〇支店

株主名簿

1株の金額： ウォン

資本金： ウォン

1。 ○○○○

× × 株

2。 ○○○○

× × 株

3。 ○○○○

× × 株

4。 ○○○○

× × 株

合計 50 , 000 株

上記は當會社の株主の名簿に間違いない。

年 月 日

○○○株式會社

代表取締役○○○

創立事項に関する報告書

私どもは、〇〇〇株式會社の發起人として創立に関する事項を下記のとおり報告します。

1. 私どもは、事業の目的を

- 1)
- 2)
- 3)
- 4) その、前各號關連の付帶事業

と定め、會社が發行する株式の總數は△△△株、設立に際して發行する株式の總數は△△株、そして1株の金額は金△△ウォンであり、資本金△△ウォンをもって株式會社を設立しようと企畫しました。

2. 私どもは、〇〇〇氏を發起人代表として選任し、會社設立までの必要事項については〇〇〇氏が發起人を代表することにしました。

3. 發起人全員が集まって 年 月 日定款を作成し、同年 月 日公證人の辯護士により認證を受けました。

4. 發起人たちは 年 月 日、會社の設立に際して發行する株式の總數△△株のうち△株を引き受け、残りの株式については株式引受契約の申込證を作成の上、株主の募集に取り掛かりました。

5. 上記の募集に先立ち、發起人全員の同意を得て額面株式1株の金額を金△△ウォンとすることに決議し、〇〇〇氏が株式の引受契約を申請し、年 月 日まで會社設立に際して發行する株式の總數△△△株の引受が完了しました。

6. 上記の引受株式については、 年 月 日、拂込を取り扱う〇〇銀行〇〇支店に同年 月 日まで拂い込むように通知したところ、同年 月 日まで

に拂込が済み、株式拂込金は〇〇銀行〇〇支店に別段預金として保管されており、この銀行が発行した株式出資金の拂込保管証明書によって拂込の事実が確認されます。

- 7。會社に現物を出資した人は一人もいなく、その他、裁判所に検査人の選任を申請する事由(商法第290條に定めた事項)について定款に定めていないため、手続きを踏む必要は全くありません。
- 8。以上のように、會社の設立に際して発行する株式の總數の引受及び拂込が済み、會社の發起人たちは一日も早く會社を設立するため、株式の引受人全員の同意を得て招集期間を短縮し、本日創立總會を開催するようになりました。

上記のとおり報告します。

年 月 日

〇〇〇株式會社

發起人 〇〇〇

發起人 〇〇〇

發起人 〇〇〇

〇〇〇株式會社

株式出資金の拂込保管証明書

金額：金 ウォン (₩)

上記の金額は、貴社の設立に際して発行された株式△△株(1株の金額 : 金ウォン)に對する拂込金として、 年 月 日までに拂込が済み、現在これを保管していることを證明します。

年 月 日

〇〇〇株式會社

株式發行の事項に関する同意書

下記の發起人たちは全員異議なく、會社の設立に際して發行する株式につき、次のように決定する。

1. 株式の種類及び數

記名式普通株式△△株(額面金額： △△ ウォン)

2. 額面以上の株式を發行する數及び金額

該當事項無し

年 月 日

發起人 ○○○

發起人 ○○○

發起人 ○○○

○○○株式會社

創立總會の招集期間の短縮に関する同意書

下に記名押印した私どもは、〇〇〇株式會社の株式引受人として、この會社の定款の規定により創立總會の招集期間を短縮し、下記のとおり創立總會を開催することに同意します。また適法に通知される會議と同様にこの會議に於いても議案が處理できることについても同意します。

日時： 年 月 日

場所： 〇〇市〇〇區〇〇洞123

議案：

- 1。創立事項の報告に関する件
- 2。定款の承認に関する件
- 3。取締役及び監査役の選任に関する件
- 4。商法第313條所定の事項の調査報告に関する件
- 5。本店を設置する場所の決定に関する件

年 月 日

株式引受人〇〇〇

株式引受人〇〇〇

株式引受人〇〇〇

株式引受人〇〇〇

創立總會議事録

下記のとおり創立總會を開催した。

日時： 年 月 日午前 時

場所： 〇〇市〇〇区〇〇洞123

引受株式の總數： 株

株式引受人の總數： 名

出席した株式引受人の總數： 名

出席した株式引受人の株式： 株

發起人代表〇〇〇氏が、上記のように商法第309條所定の定足數が出席したのでこの總會は適法に成立した旨を報告し、議事進行上臨時議事長の選任を求めたところ、出席株式引受人は満場一致で發起人代表〇〇〇氏を臨時議事長に選任した。

ここに被選任者は、その場に於いて議長就任を承諾した後、議長席につき開會を宣言し、次のように議案に関する審議を求めた。

第1號議案：創立事項の報告に関する件

發起人代表〇〇〇氏は發起人を代表し、別紙創立事項に関する報告書のように創立總會までの經過を詳細に説明・報告したところ、出席株式引受人たちは全員異議なくこれを承認した。

第2號 議案：定款の承認に関する件

臨時議長は、定款を朗讀し説明を加えた後、出席株式引受人たちにその適合性及び採擇のいかんを問うたところ、出席株式引受人たちは全員異議なくこれを承認した。

第3號議案：取締役及び監査役の選任に関する件

臨時議長が、取締役二人と監査役一人を選任することを求めたところ、出席株式引受人たちは全員異議なく下記の者をそれぞれ取締役及び監査役に選任した。

取締役：〇〇〇

取締役：〇〇〇

監査役：〇〇〇

被選任者は、いずれもその場に於いて就任を承諾した。續いて出席株式引受人たちは、臨時議長の提議により全員異議なく取締役〇〇〇氏を議長に選任し、ここに被選任者はその場に於いて就任を承諾した上で、議長席につき會議を進行した。

第4號議案：商法第313條所定の事項の調査報告に関する件

議長は、取締役・監査役全員に對し、商法第313條所定の事項を調査した後、その結果について報告すべきことを説明したところ、發起人であった取締役及び監査役はそのような調査に参加しかねる旨を述べ、發起人以外の取締役及び監査役に商法第313條所定の事項を調査して報告するように要請した。

かかる要請により、監査役〇〇〇氏が別紙調査報告書のとおり報告した。

出席株式引受人たちは、その調査報告書を検討した後、これを全員異議なく承認した。

第5號後案：本店を設置する場所の決定に関する件

議長は、當會社の本店を次の場所に設置する旨を述べ、その場所の適合性に関して問うた。ここに出席株式引受人たちは議長の提議のとおり、本店を以下の場所に設置することを全員異議なく承認した。

本店：〇〇市〇〇区〇〇洞123

以上をもって、本總會の議案全部を終了したので、議長は閉會の挨拶を述べ、時分散會した。

これを証明するため、この議事録を作り、議長及び出席取締役がこれに記名押印する。

西暦 年 月 日

〇〇〇株式會社

議長取締役：〇〇〇

取締役：〇〇〇

取締役：〇〇〇

調 査 報 告 書

私どもは、 年 月 日に開催された〇〇〇株式會社の創立總會に於いて、會社の取締役・監査役に選任されたので、商法第313條所定の事項について調査し、その結果を下記のとおり報告します。

1. 會社の設立に際し發行する株式の總數の引受に関する正確性のいかん

會社が發行する株式の總數は△△株で、會社の設立に際して發行する株式の總數は△△株、そして1株の金額は△△ウォンであり、その引受の内譯は下記のとおりであります。

發起人の引受によるもの : △△株

西曆 年 月 日引受完了

株式引受契約の申請人の引受によるもの : △△株

西曆 年 月 日引受完了

2. 引受株式の拂込に関する正確性のいかん

會社の設立に際し發行する株式の總數△△株につき、年 月 日までに、發行價額の金額の拂込が済んだことは、〇〇銀行〇〇支店發行の株式出資金の拂込保管證明書により確かめることができます。

3。現物出資及びその他の調査事項

會社に現を出資した人は一人もいなく、その他裁判所に検査人の選任を申請する事由(商法第290條所定の事項)について定款に定めていないので、このような手続きを経る必要は全くありません。

上記のように調査した結果を報告します。

年 月 日

検査人：〇〇〇

〇〇〇株式會社 御中

取締役會議事録

日時：西暦 年 月 日午前 時 分

場所：〇〇市〇〇区〇〇洞123に於いて取締役全員の同意があったので、商法第390條に従い招集の手續きを省略し、次の議案を審議するため、取締役會を開催する。

取締役總數：〇名

出席取締役：〇名

監査役總數：〇名

出席監査役：〇名

取締役〇〇〇〇氏が臨時議長に選出される。

議案：代表取締役の選任に関する件

議長は、定款の規定に基づき代表取締役の選任を要求したところ、出席取締役全員は慎重な協議を経た後、下記の者を選任する。

代表取締役：〇〇〇〇

以上をもって、會議の目的である議案の審議を終えたので、議長は閉會を宣する。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作り、議長及び出席取締役がこれに記名押印する。

西暦 年 月 日

〇〇〇株式會社

議長代表取締役：〇〇〇〇

取締役：〇〇〇〇

監査役：〇〇〇〇

就任承諾書

下に記名押印した私は、 _____ に所在した株式会社 _____
_____ の _____ 職に就任することに同意します。

年 月 日

氏名：

住所：

株式会社

御中

委 任 状

(受任者)

氏名：

住所：

私は、標記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

1. 株式会社_____の設立登記の申請
2. 定款、創立總會議事録及び就任承諾書等、登記関連書類の公證に関する一切の行爲
3. その他、上記の登記申請に関する一切の行爲

年 月 日

(委任者)

氏名：

住所：

『外國人 法人設立 』

，
(가)
．

韓 國 語	日 本 語
外國換	外國爲替
外國換去來法	外國爲替取引法
申告(書)	届出(書)
節次	手続き
計座	口座
合作會社	合辯會社
換錢	兩替
計定	勘定
株金納入保管證明書	株式出資金の拂込保管證明書
寫本	寫し
請約書	引受契約の申込書
配定	割當て
移替	振込み
納入資本金	拂込資本金
預置	預け
法務士	司法書士
理事(會)	取締役(會)
監査	監査役
任員	役員
捺印	押印
印鑑圖章	實印(登録印鑑)
(大)法院	(最高)裁判所
名義改書	名義書換
銷却	償却
官廳	役所
滯拂金品	遅配金品
缺損金	差損金
定期總會	定時總會